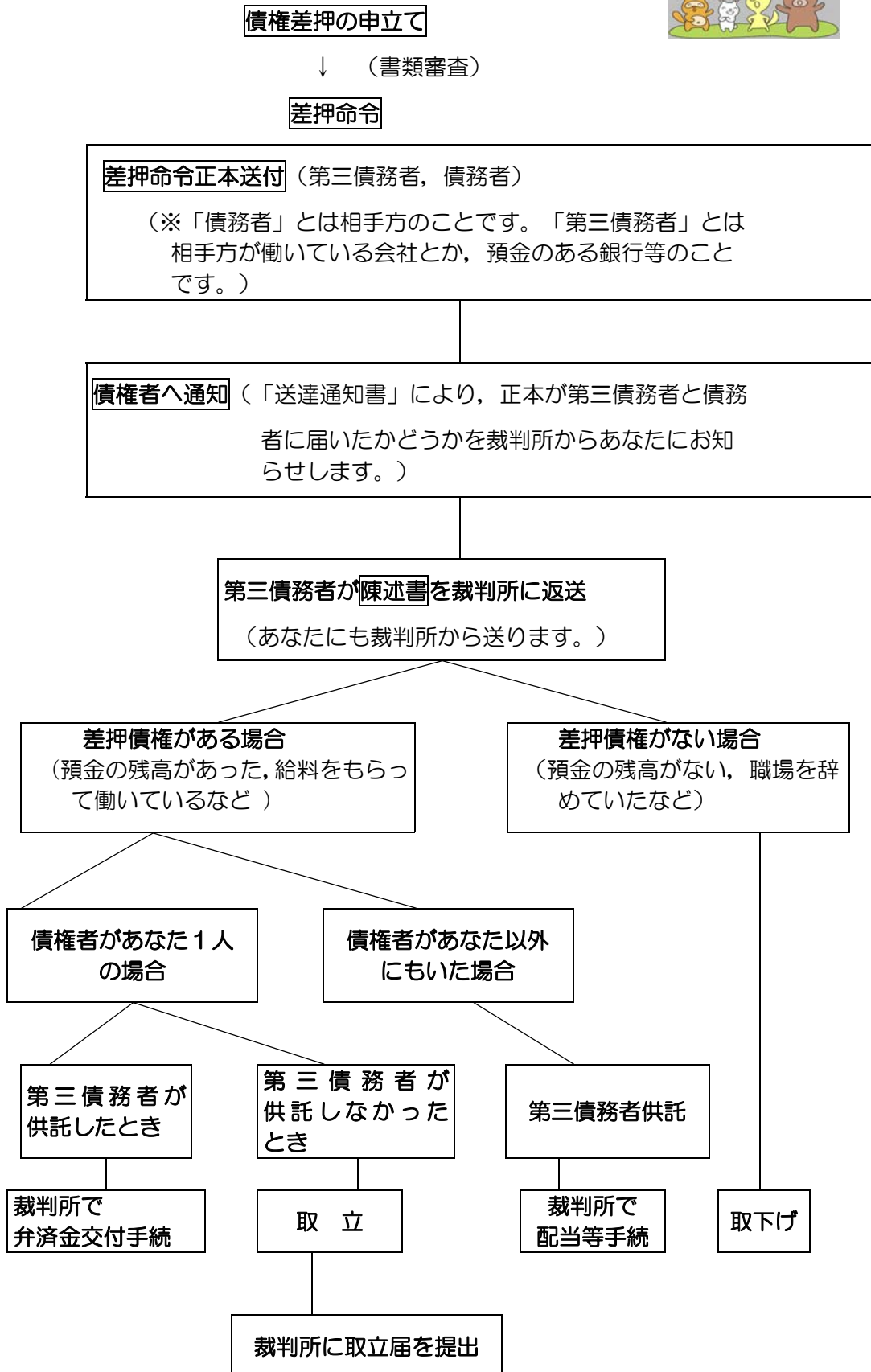


債権差押命令手続の流れ





取立てについて

Q 「いつから差し押さえたお金をもらうことができますか？」

A 送達通知書に書かれている「債務者に対する送達日」から1週間を過ぎると、第三債務者から差し押さえた給料等をもらうことができます。（例えば送達日が8月1日であれば、8月2日から1週間目は8月8日であり、差し押さえた給料等をもらうことができる日は8月9日からです。）

Q 「どのようにしてお金を受け取ればよいのですか？」

A 第三債務者から差し押さえた給料等を受け取るには、あなたが自分で第三債務者に連絡をして、その支払い方法について相談してください。

（例えば送達通知書と差押命令正本を第三債務者に見せて、振込又は送金を依頼するなど。振込手数料や送金費用はあなたの負担になります。）

第三債務者から差し押さえた給料等を受け取ったときは、「取立届」を裁判所に提出してください。そのときの印鑑は、「債権差押命令申立書」と同じものを使用してください。差押債権目録記載の債権を全額受け取ったときは、「取立完了届」を提出してください。

その他について

Q 「第三債務者の方が供託したときには、どのような手続きでお金を受け取ることができるのですか？」

A 差し押さえた給料等を第三債務者が法務局に供託したときは、あなたは自分でそれをもらうことはできません。裁判所が配当等の手続を行うこととなります。その場合は裁判所からあなたに連絡があります。

Q 「どういうときに取下書を提出する必要があるのですか？」

A 次のような場合には「取下書」を裁判所に提出してください。（印鑑は、申立書と同じものを使用してください。）取下げに必要な書類等は下記のとおりです。

- (1) 第三債務者の陳述書に、差し押さえる債権がないという記載があり、あなたがそのことを争わないとき
- (2) 受け取った金額は差押債権目録記載の金額に達しなかったが、事実上取立てが完了したとき（あった預金を全部もらったとか相手方である債務者がその職場を辞めてしまったとか）
- (3) 債務者から支払いがあったり、話し合いの成立などで途中で取立てをやめるとき

取 下 書	取下書3通（債務者・第三債務者複数の場合はこれらの数+1通），80円切手（債務者・第三債務者の数）
-------	---

Q 「この手続はいつ終了するのですか？」

A あなたが請求した金額を全部受け取ることができ、取立完了届を裁判所に提出したとき又は取下書の提出により事件は終了します。裁判所の配当手続で、請求した金額を全部受け取ったときも同様です。

Q 「まだ請求した金額の全部を受け取っていないのですが、相手方が転職してしまいました。次の職場でも差押えをしたいのですが、債務名義（調停調書正本等）を裁判所に提出したままです。債務名義は返してもらえるのですか？」

A 残債権があれば債務名義の還付を求めることができます。債務名義の還付申請は、できる限り取立完了届又は取下書と同時に提出してください。取下書や債務名義還付申請の際に添付すべきものは下記のとおりです。

債務名義還付申請書	還付申請書・請書1通，返信用封筒1枚 簡易書留・切手440円貼付）
-----------	--------------------------------------

この他に不明な点がある場合、下記までお問い合わせください
松江地方裁判所民事部（０８５２）２３－１７０１（受付係または債権執行係）
